

一 令和4年度事業活動概況

経済社会のデジタル化等の変革に税理士が的確に対応し、国民・納税者の信頼に応え、税理士制度が社会にとって必要不可欠な存在であることを示すために、令和4年度においては、改正税理士法の適正な運用に向けた施策の検討をはじめ、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 改正税理士法の適正な運用のための諸規則の整備など各種施策の検討について

改正税理士法の適正な運用に資するべく、令和4年11月22日の常務理事会及び令和5年1月12日の臨時総会において、本会会則を含む17の諸規則の変更等を行い、各税理士会においても会則等の整備が行われた。

税理士法第2条の3が新設され、本会及び税理士会の会則の絶対的記載事項に「第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定」が追加されたことを踏まえ、税理士会会員向け「デジタル相談室」を設置すべく、各税理士会及び一般社団法人日税連税法データベースと連携した相談体制の構築について検討を進めた。

税理士事務所設置規定に係る税理士法基本通達が改正されたことを受け、国税庁との協議を重ねるとともに、関連分掌機関間で意見交換を行い、事務所の判断基準となる「外部に対する表示」の具体例、事務所を設置する上での留意点等、想定される疑問をパターン別に整理し「税理士事務所FAQ」を策定した。また、当該通達改正により、使用人等監督義務がこれまで以上に重要となることから、「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」を見直し、ICTを活用した使用人等からの報告・連絡・相談方法、テレワークに対応した事務所の服務規則例等を追加した。

税理士法人が成年後見人等の事務を行えるようになったことを受けて、税理士法人が当該事務を遂行する上で生じる特有の問題についての考え方を示した「税理士法人による成年後見事務に関するガイドライン」を令和4年8月に公表した。併せて、成年後見賠償責任保険の法人プランの新設、成年後見助成金の助成対象者に税理士法人を加えるための実施要領の変更を行った。

以上の施策について、内容の更なる充実を図ること等を目的として、令和4年10月から令和5年1月にかけて、各税理士会役員等との意見交換を行った。

このほか、改正税理士法への理解を深めることを目的とした税理士会との担当者レベルでの意見交換会の開催、「税理士法人の手引」及び「税理士法人に関するQ&A」の改訂、「税理士登録の手引」の改訂、「税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人について」（事務連絡）の見直し及び周旋に関する事例集の作成等の施策を実施した。

2 電子申告・納税制度の利便性向上施策の推進と電子帳簿等保存制度への対応など税理士の業務のデジタル化について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税務の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。その結果、e-Taxでは、令和5年5月から、添付書類のイメージデータを送信する際における1回当たりのデータ容量が8MBから14MBに拡大された。さらに、eLTAXでは、メッセージボックスの申告

完了受付通知及び申告追加データ受付完了通知の保存期間が120日から400日に延長された。

また、令和5年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

加えて、電子帳簿等保存制度及びデジタルインボイスへの円滑な移行を進めるため、税務システム連絡協議会加盟各社に対して、中小企業が導入しやすい安価で使い勝手のよいソフトの提供を要望するとともに、同協議会加盟各社と個別に意見交換を実施し、要望の実現と情報収集に努めた。

一方、国税庁と連携して電子帳簿等保存制度等の適時な周知に努めるとともに、税理士法第2条の3が新設されたことを踏まえ、「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」について、税理士の業務のデジタル化を念頭に置いて改訂を行った。

3 デジタル技術を活用した会務運営の効率化について

デジタル技術を活用した会務運営の効率化に資するため、役員会議室として利用しているサイボウズGaroon及び電子決裁システムの運用に努めるとともに、改正電子帳簿保存法への対応について検討し、電磁的な文書の收受及び保存への対応等を目的とした事務局庶務規程の変更を行った。

電子帳簿等保存制度における電子取引データの保存については、出力書面による保存を認めた有償措置が令和5年12月31日の適用期限をもって廃止されることから、本会の対応として「電子取引における証憑書類の電磁的記録の保存方法に関する事務処理要領」を制定し、運用していくこととした。

4 対外広報の強化及び若者の税理士への関心を促すための施策について

対外広報では、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む。）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを中心とした施策として、全国統一ポスター、TVCM用の動画等を作成した。また、税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」の普及、定着を図るため、税理士会等が会務において活用するためのぬいぐるみを製作して配布したほか、税理士会会員に有償頒布するための小型ぬいぐるみの企画検討を行った。

メディアへの広告展開としては、日刊紙への出稿のほか、「マイナビ学生の窓口」タイアップイベント、インターネット上の各媒体へのウェブ広告、若手社会人向け情報サイトとの記事タイアップを実施し、若者の税理士への関心を喚起することに注力したほか、小学生向けの対外広報施策の一環として、株式会社学研の小学生向け学習漫画「学研まんがでよくわかるシリーズ 仕事のひみつ編『税理士のひみつ』」の制作に協賛した。

税理士会と連携した「税理士による租税講座」を全国の大学に開設し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるとともに、若者たちが将来の進路を考える時期に、税理士の資格取得や税理士事務所への就職を選択肢の一つとして持つための職業説明会等を税理士会で開催した。

以上のほか、税理士法改正による受験資格要件の緩和をPRし、若年層の税理士及び税理士試験への関心を喚起するため、リーフレット等の作成及びインターネット広告を実施したほか、税理士会の

協力を得て、寄附講座及び「税理士による租税講座」の関係大学に対し、学生への周知を依頼した。さらに、公益財団法人全国商業高等学校協会、公益社団法人全国経理教育協会、日本商工会議所及び税理士試験資格受験予備校に対しても周知・広報を依頼した。

5 税制改正建議について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の五つの基本的視点から検討し、「令和5年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これらを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、令和5年度税制改正において、インボイス制度に関する中小事業者の負担軽減措置が講じられるとともに、特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し、相続時精算課税の下で受贈した財産の価額災害により一定以上の被害を受けた場合の相続税の課税価格の再計算措置の創設などの建議項目が実現した。また、相続時精算課税制度における基礎控除の創設など税制審議会答申の内容の多くが反映された。

このほか、マンションに係る財産評価基本通達、個人住民税における二地域居住及び現年課税化等、NFT（非代替性トークン）に関する税務上の取扱い、美術品の公的な鑑定評価制度、カーボンプライシングのあり方、電子帳簿等保存制度、外形標準課税制度のあり方、雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の見直しなどについて関係省庁等と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

6 インボイス制度導入に向けた周知等と柔軟な運用に向けた税制改正建議について

インボイス制度について、国税庁と連携して適時の制度周知に努めるとともに、適格請求書発行事業者登録状況等の情報収集に努めた。また、税理士が関与先に対し適格請求書発行事業者の登録申請手続に関する説明をしたこと及び登録申請の意思を確認したことを証する確認書について、所要の改訂を行った。

柔軟な運用に向けた税制改正建議については、中小企業者に対する負担軽減措置の導入を求めるとともに、より具体的な負担軽減策として、①免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること、②事業者等への過度な負担を避けるため、現行消費税法施行令第49条第1項第1号（少額取引）の取扱いを存置し、請求書等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めることの2点を、令和4年5月24日に「インボイス制度の円滑な導入・実施について」として取りまとめ、財務省に提示し意見交換を重ねた。

また、日本税理士政治連盟と連携して、自由民主党の税制調査会及び税理士制度改革推進議員連盟のヒアリング等において説明したほか、同議員連盟内に設置されたインボイスに関する勉強会に参画し、意見交換を行った。

その結果、令和5年度税制改正において、①基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする、②少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とする等の措置が講じられた。こうした対応により、令和5年3月末時点で、約300万課税事業者のおよそ9割に当たる約268万事業者が適格請求書発行事業者の登録申請を済ませるまでに至った。

7 中小企業の事業の回復・継続・発展に向けた創業・事業承継推進施策について

新型コロナウイルス感染症の影響長期化、原油高及び物価高騰を背景とした中小企業を取り巻く厳しい状況において、創業を希望する者を支援することが重要であるとの認識の下、税理士が行う支援施策及び連携可能な機関について検討を行った。

一方、事業承継は事業者において喫緊の課題であることから、事業承継の受け皿を拓げることを目的として、「担い手探しナビ」を経由して日本政策金融公庫の「事業承継マッチング支援」と連携したほか、税理士の取組みのきっかけとなることを目的に事業承継ポータルサイト及びリーフレット「顧問税理士として初めて関わるM&A」を作成した。

8 研修受講機会の拡大及び登録時研修の受講義務化に向けた検討について

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場参加方式による研修の実施の減少が見込まれたことから、マルチメディアによる研修を充実させ、税理士会員の研修受講機会の確保を図り、令和3年度と同程度の165本(372.5時間)の研修を配信した。

マルチメディア研修は、「令和4年度税制改正について」、「インボイス制度への対応に関するQ&A～独占禁止法・下請法上問題となる行為について～」、「自筆証書遺言書保管制度について」、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについて」、「インボイス・電帳と中小企業会計のあり方」、「電子帳簿保存制度における「電子取引保存」の実務について」及び「インボイス制度の令和5年度改正事項について」の7テーマを収録し、配信した。

以上の結果、令和4年度における税理士の研修受講義務の達成率は、速報値ベースで69.2%となった。

全国統一研修会については、開催当初(昭和40年代)から税理士会が研修を企画・実施する運営方法がとられているところ、「全国統一」という名称でありながらも、税理士会によって研修内容が様々であること、他の税理士会で実施された研修に参加することができない場合があること等の指摘があったことから、コロナ禍を機にウェブによる研修受講が会員に浸透してきている状況も踏まえ、今後の全国統一研修会のあり方について検討を行った。将来的には、全税理士が受講することができ、本会が全ての研修を異なるテーマで収録・配信することを目指すこととし、令和5年度については従来の実施方法で本会配信本数を増やすことを予定している。

登録時研修については、令和3年10月から研修受講管理システムによる配信を開始したことを受

け、税理士会での受講状況及び受講者への周知方法等について情報共有を行った。また、登録時研修の受講義務化の検討に当たっては、研修事業全体に係る課題であること、受講義務の達成率の状況、税理士法や諸規則等の見直し、カリキュラムの見直し及び単位制導入の是非など様々な観点から論点の整理等を行った。

9 租税教育等の普及、推進及び充実について

租税教育等事業の中心である租税教室の一層の普及推進と講義の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」及び「租税教育副読本『税って何かな?』」を改訂したほか、新たにモデル授業映像や租税教育ショートアニメを制作するなど、教材の充実を図った。

将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を5大学に、大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民の育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を1大学にそれぞれ開設した。

本会は租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画しており、関係省庁と引き続き連携を図った。

10 マイナンバー制度における情報連携及びマイナポータルへの活用に向けた施策の推進について

政府が令和6年度の稼働を目指して検討を進めている「国家資格等情報連携・活用システム」について、デジタル庁及び国税庁から情報収集をしつつ、本会及び税理士会における登録事務の合理化・効率化並びに利用者利便の観点から検討を進めた。関連して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一に、本会が行う「税理士法による税理士の登録に関する事務」が規定されたこと等に対応して、令和5年3月に「特定個人情報保護評価書」を公表した。

また、国税庁へ提出している「電子申告に関する要望事項」において、マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携に関して、更なる利便性の向上を図るため、マイナポータルに対応する企業を増やすこと、民間送達サービスとの連携を簡便化すること、マイナポータルと連携した確定申告書等作成コーナーでの使い勝手を簡便化することについて要望するとともに、その実現可能性について関係官庁と意見交換を行った。

11 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚並びに非税理士の排除について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀保持の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請するとともに、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための会報記事を掲載して注意喚起を図った。

12 税務支援事業への対応について

令和3年度の税務支援の実施結果を踏まえ、今後の税務支援の改善に向け7項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を得た。

全国商工会連合会との懇談会を開催し、前年度の協議派遣事業の事績を踏まえ、情報交換及び相互理解に努めた。

13 書面添付制度の普及、定着について

国税庁に対し、本会及び国税庁間の書面添付制度の普及、定着に向けた協議の場を引き続き設けること、税理士会と国税局、支部と税務署間の協議を開催すること及び当該開催を定性的評価から定量的評価へ変更することを要望した。

また、添付書面については、利便性を向上させる観点から、令和6年度から新様式が採用予定であり、これに伴う今後の国税庁との協議方針について検討した。

14 公益活動への取組みについて

成年後見制度に関する研修については、研修受講管理システムを活用したオンデマンド配信を実施するとともに、研修教材を各税理士会に提供した。

各税理士会との共催により、成年後見制度に関する無料相談等を全国で実施した。

成年後見制度の利用促進のための市区町村等との連携や地域連携ネットワーク構築に向けた協議会等への参画を通じ、成年後見制度における税理士の役割について周知を図った。

地方公共団体の監査制度研修について、実務研修を、オンライン上で受講者による議論や発表を行う参加型の研修（一部、研修受講管理システムによる配信）として実施した。

また、研修受講管理システムで政治資金監査制度研修を配信したほか、行政不服審査交流会に参加した。

このほか、地方公共団体に対して、外部監査人、監査委員等への税理士の選任要請活動を行った。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。